

第364回(令和5年9月)定例会  
会派提案意見書案等整理表

資料2

令和5年10月12日

番号	件名	提出 会派	案に対する態度				摘要
			自	維	公	民	
意 1	消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書	自	—	△	○	○	
意 2	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	自	—	△	△	△	
意 3	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	維	△	—	△	○	
意 4	「2024年問題」に関する対策を求める意見書	公	○	○	—	○	
意 5	ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	公	○	△	—	△	
意 6	地方財政の充実・強化に関する意見書	民	○	○	○	—	

備考 ○：概ね原案どおり賛成 △：修文のうえ賛成 ×：当該案に反対 —：自会派提案

第 364 回(令和5年9月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書	自	－	
意 2	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	自	－	
意 3	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	維	△	意 2 と同趣旨のため統合
意 4	「2024 年問題」に関する対策を求める意見書	公	○	
意 5	ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	公	○	
意 6	地方財政の充実・強化に関する意見書	民	○	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 ー:自会派提案

※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。

第 364 回(令和5年9月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき。 (配付資料参照)。
意 2	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき。 (配付資料参照)。
意 3	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	維	—	
意 4	「2024 年問題」に関する対策を求める意見書	公	○	原案のとおり賛同
意 5	ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	公	△	次のとおり修正すべき。 (配付資料参照)。
意 6	地方財政の充実・強化に関する意見書	民	○	原案のとおり賛同

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。

消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書

消防団は、地域における消防防災体制の中核的な存在であり、自然災害が激甚化・頻発化し、巨大地震の発生等が懸念される中、地域住民の消防団に対する期待はますます大きくなっている。

一方、少子高齢化、サラリーマン化の進展等の社会環境の変化により、消防団員数は年々減少しており、消防団員の加入を促進し、十分な消火・災害活動等を行えるよう、消防団の充実強化に向けた積極的な取組が求められている。

こうした中、国におい~~かれ~~ては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）の制定をはじめ、消防団員の報酬等の処遇改善に伴う地方財政措置の見直し等の措置~~がを~~講じ~~られ~~ている。

しかしながら、本県においては、消防団員数が約 4 万人（全国 1 位）で、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、交付税措置に用いられる標準額支払団員数が実態と乖離しており、財政負担が増大している市町も見受けられる。

よって、国におかれては、現下の消防団を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、消防団員の加入促進及び消防団活動への支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 市町が必要な消防団員数を確保し、消防団による十分な消火・災害活動等が行えるよう、標準額支払団員数が実態と乖離していることを踏まえ、消防団員数や活動実績等に応じた消防団員の報酬に係る交付税措置の更なる拡充など、市町への一層の財政支援を行うこと。
- 2 消防団の活性化、とりわけ女性消防団員の加入促進や活動の活性化に資する市町の取組への支援を強化すること。
- 3 消防団員の加入促進に向けた広報活動を一層強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく 40、50、60、70 歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務づけられているのみである。

~~現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかにされている。~~人生 100 年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制削減という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、国においては、~~令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれたが、令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023（いわゆる骨太の方針 2023）」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。~~実現には至っていない。

また、令和 6 年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本 21（第 3 次）」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合」を令和 14 年度には 95%にすることが指標として明記された。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

記

- 1 いわゆる歯科口腔保健法等、 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。

- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に汲み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。~~その後~~、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ。

~~その結果~~、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、~~つた。その結果~~、これまでの高額な自費診療から保険診療でのブラッドパッチ療法を受けることができるようになった。

しかし、公的な研究によって報告されているとおり、脳脊髄液減少症の症状において、保険適用の要件となっている起立性頭痛が約10%の人で認められないため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。~~ここで、この頸椎や胸椎部に、~~ブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療するが必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国におかれては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 脳脊髄液減少症の症状として、起立性頭痛が見られない場合でも保険適用の要件とすること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療報酬上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 364 回(令和5年9月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：公明党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する
意 2	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき 統合案のとおり（配付資料参照）
意 3	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	維	△	次のとおり修正すべき 統合案のとおり（配付資料参照）
意 4	「2024 年問題」に関する対策を求める意見書	公	—	
意 5	ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	公	—	
意 6	地方財政の充実・強化に関する意見書	民	○	原案どおり賛同する

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。



(自民・維新 統合案)

意見書案 第 号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務づけられているのみである。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかにされている。人生100年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、医療費の削減という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に汲み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 364 回(令和5年9月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書	自	○	概ね原案どおり賛成
意 2	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	自	△	次のとおり修文すべき ・直近の情報に修正の上、意3と統合
意 3	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	維	○	概ね原案どおり賛成 ただし、意2と統合
意 4	「2024年問題」に関する対策を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成
意 5	ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	公	△	次のとおり修文すべき ・軽微な字句等修正のみ
意 6	地方財政の充実・強化に関する意見書	民	—	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく 40、50、60、70 歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務づけられているのみである。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかにされている。人生 100 年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、医療費の削減という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、~~国においては、令和 5 年 6 月 16 日令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023~~2022~~」~~においては、生涯を通じた歯科検診（いわゆる国民皆歯科検診）に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されているが、~~において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれたが、~~実現には至っていない。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に汲み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、~~それまでのこれまでの~~高額な自費診療から保険診療でのブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、~~しかし~~公的な研究によって報告されているとおり、脳脊髄液減少症の症状において約10%の人が、~~保険適用の要件であるとなっている~~起立性頭痛としてが約10%の人で認められないため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国におかれては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 起立性頭痛が見られない場合でも保険適用の要件とすること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。